

議案第68号

佐野市職員の給与に関する条例の改正について

佐野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の3第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第17条の5第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第6項中「当該各号」を「これらの規定」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項」を「それぞれ第2項又は第3項の規定」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

理 由

地方公務員法の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したので提案するものです。

議案第68号参考資料

佐野市職員の給与に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第17条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第17条の4第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）</u>についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第17条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第17条の4第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第17条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>

第17条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第18条 (略)

2～5 (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第17条の2第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

第17条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第18条 (略)

2～5 (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第17条の2第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

